

、環境的正義論の意義

地球環境の悪化は年ごとにその深刻さを増してきている。特に地球の温暖化は、最近の異常気象や夏期における異常な高温などにより、その影響が体感されるところまで来ている。温暖化の様々な影響は多方面にわたることは周知のことであるが、人間生活に直接的な影響を与えるだけでなく、産業活動をはじめ全人類の活動全体に深刻な影響を与えることが懸念されている。しかしこれに対する国際的取り組みは、期待される水準をはるかに下回る状態にある。というのは国連気候変動枠組み条約（地球温暖化防止条約）に基づく京都議定書が97年に合意されたにも拘わらず、アメリカの離脱や各国の駆け引きなどによりいまだ発効していないのが現状だからである。

議定書をめぐる問題には先進国間の思惑による遅れだけではなく、より深刻な問題が内在している。それは南北問題である。条約では当面のところ、途上国（付属書 以外の国）は排出削減の義務を免除されている。しかし現実には中国は一人あたりのCO₂排出量は少ないとはいえ、アメリカに次ぎ世界第二位の排出国である。今後途上国の開発が進みCO₂の排出割合が増大していけば、途上国の参加抜きに効果的な対策を考えることはできなくなるであろう。もちろん途上国にはこの問題に関して、正当な言い分がある。それは温暖化はこれまでの先進国の産業活動の結果によるもので、これから豊かになろうとする国が、そのツケを同じように負うのは道理に合わないというものである。この言い分は正当なものであり、この点を考慮して国連はリオサミット以来、「共通ではあるが差異のある責任」という表現によって、途上国の立場を認めている。

温暖化の進展は、途上国を含めた地球全体の連帯した取り組みを促す段階にまで来ていると見るべきであるが、われわれはそのような取り組みを可能とさせる理論的条件を、どこに求めたらよいのであろうか。この問題こそ環境的正義論が係わる問題領域なのである。一般に、社会が共同の問題に取り組む際には、構成員全体が納得するルールが確立されていなければならないが、そのルールの中核に位置するのが正義概念なのである。

環境的正義は南北格差の拡大と世界的規模での環境問題の深刻化の中で、国際環境ガバナンスの理論的前提として、また公正で秩序ある持続可能なグローバル社会形成の基本ルールとして、重要な位置づけがなされなければならない。しかしこのような問題意識からすると、正義論からのアプローチが困難であることは容易に予想されるところである。というのは20世紀末以降、J・ロールズによって活性化された正義論は、国民国家の枠内における正義論であったのに対し、環境的正義は国境を超えたグローバルな性格を本質としなければならないからであり、しかも世界が発展段階の異なる国からなるため、正義概念に歴史的尺度を組み入れる必要があるからである。すなわちこれまで国民国家的でかつ共時的であった正義が、グローバル性と通時的性格を新たに加味した新たな姿へと脱皮しなければならないのである。

前者の側面すなわち正義のグローバル化については、C・ベイツによる問題提起が存在する。かれは『国際秩序と正義』の中で、「各人に基本的な権利と義務を割り当て、社会的協働の利益と負担の適正な分配を司る」というロールズの正義の適用を国民国家に限定するのは間違いであると述べている。なぜなら国際関係自体が国内社会にますます似てきているからである。このベイツの主張は、相互依存性を深めつつある世界経済の現実によって実証されてきている。資本投資の相互浸透によって資本－労働関係が世界大に拡大することによって、世界全体がいわば一つの工場と化しつつあり、このような時代に正義を国境の中に閉じこめておくことは許されないのである。

正義のグローバル社会への適用は、南北間の甚だしい富の格差を鋭く問題とするであろう。この格差は正義の観点からも問い直されねばならないのである。ところで富の配分はパイが拡大しているときには深刻なものとはならないが、逆にパイが限られた場合にはシビアなものとなる傾向がある。また配分の対象が富ではなく負担（ex 税）である場合には配分は更に厳しいものとならざるをえない。人は誰でもすでに有しているものを手放すことに強い抵抗を感じるものだからである。配分をそのように厳しくしているのが、成長や資源の限界、温暖化をはじめとする地球環境悪化からの回復に関する負担の配分である。この点に環境的正義に関する合意の困難性、したがってそれがより精緻なものへと仕上げられるべき理由がある。この点で具体的に問われているのが、CO₂ 排出削減問題に現れた問題、すなわち発展段階の異なる国や地域にどのように負担を配分するかという問題である。すでに豊かになった国と、これから豊かになろうとする国に対して同じ義務を課することはできないのであり、その意味でCO₂ 排出削減問題は、正義の通時的性格が鋭く問われるテーマなのである。

、国際的公害に関する正義（応報的正義、矯正的正義）

以上の問題は環境的正義の難しさを教えるものであるが、一般に配分的正義において考慮されるべき要素は多様で複雑である。これに対してより基底的な正義の原則に照らして、解決されるべき問題群も存在する。それは因果性が比較的明確な国際的公害に係わる問題である。これらの問題に対しては応報的正義や矯正的正義のグローバルな適用がなされるべきであろう。

この点でまず第一に問題となるのが、環境基準とこれに違反したときの罰則や保障の国際統ルールが未確立であるという現実である。一般に先進国では環境基準が厳しいのに対し、途上国では基準が存在しないか、存在しても緩い場合が多い。このような現状につけ込んで、企業が国内では違法化された製品を輸出したり、関連産業を海外移転したりする例が日本では存在した。正義の本質である普遍性はダブルスタンダードをもっとも嫌うのであり、このような現実は一刻も早く改められるべきである。そのためには国際的に共通な環境基準が設定されなければならない。その点ではリオサミットで提案された、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」や危険化学物質の輸出入に関する「ロッテ

ルダム条約」の意義は大きい。

一方、因果性が明確でも原因者が特定しづらい場合には、応報的正義の執行は困難である。その代表例が温暖化による海面上昇を原因とする、南洋小諸島諸国の水没問題である。しかしいかに原因者が不特定多数であるとしても、問題の深刻さからして、このような現実が放置されることは正義の原則からして許されることではない。この点で参考になるのは大気汚染による公害裁判の判決である。四日市の大気汚染公害裁判では、コンビナートを形成する原因企業6社に対し、結果の発生についての予見可能性がある限り、たとえ一工場の煤煙が少量でそれ自体としては結果の発生との間に因果関係が存在しないとしても、共同不法行為に関する責任を免れないという判決が出された。その上で判決は、企業は経済性を度外視して世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずるべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないとしている。

温暖化による南洋諸島の水没に関しても、スケールの違いはあるが、この判決の論理が当てはまらなないと考える理由はない。地球規模での産業活動の結果として、特定地域の住民が犠牲になるとするならば、その原因は一刻も早く取り除かれねばならないし、また被るであろう被害に対しては速やかに補償措置が講じられねばならないであろう。そのことが困難である理由は明確である。それは四日市公害の場合には、応報的正義を担保する法体系と矯正的正義を執行する司法制度など国民国家的枠組みが確立しているのに対し、南洋諸島諸国の水没問題では、そのような正義の体系が具体化していないこと、すなわちグローバルな正義の体系とそれを執行する権力装置が存在していないことである。このことは国際社会の秩序が、環境問題のグローバルな性格に追いついていないことを示している。

今後、環境関連の諸条約の規定を強化すると同時に、国際的な公害問題に関する紛争処理に当たる国際環境裁判所のような機関の設置が望まれるところである。この課題は国際環境ガバナンス形成の当面の緊急課題として位置づけられる必要がある。ところで国際司法裁判所は原告適格を国家に対してしか認めていないが、環境問題に関しては被害住民を代表して国家が原告となる保障はない。環境問題はグローバルであると同時にリージョナルでもあるが、リージョナルな利害が「国益」に反することもあるからである。この点で参考になるのは、各種人権条約における超国家的ルールの存在である。それは人権擁護に関する各国の定期的報告制度や個人通報制度などであるが、人権に関しては、もちろんその抑圧者が国家権力であるという事情もあるが、明らかに国境を超えつつあるのが現状である。環境関連の諸条約が、人権関連の諸条約から学ぶ点はい多いように思われる。

、南北問題と正義

a) ODA問題

環境的正義が国際的な合意に達するためには、南北問題の解決あるいは少なくともその緩和が不可欠の条件となるであろう。いかに人類社会が環境問題のグローバル化によって、運命共同体的性格を強めているとはいえ、人々の生活水準に圧倒的な格差が存在すれば、

共通の目標に取り組む条件を欠くことになるからである。その点で現在の南北間格差が、無視できない状態にあることは明らかである。

その意味で国際的な富の再配分、すなわち配分的正義の実行は環境問題の前提条件となっている。もちろん現在のグローバル社会が、配分的正義を語る状況にないことは言うまでもない。というのは、正義は義務を伴うものであり、それは強制力をともなう法として実体化されなければならない。具体的には、再配分のためには人々から所得を税として徴収する権力機構が存在しなければならないが、グローバル社会にそのような強制力を執行する統一した権力体制が存在していないからである。国連は将来そのような機能を担う可能性がないわけではないが、もともと文字通り国民国家の集合体（UNITED NATIONS）であり、現状では超国家的な役割を期待することはできない。

配分的正義が強い権力を要請するという点は、交換的正義と異なる特徴である。たとえば後者では、公正な貿易ルールに反した場合には、経済的制裁によって経済的損失を被る可能性があるため、実質的な強制力が付随していると解釈することもできるからである。

現在の国際関係において、配分的正義を担う代表的な形態はODAであるが、これは言うまでもなく先進諸国の義務として科せられているわけではない。それどころかODA大国である日本の場合には、無償贈与が少ないことに現れているように、自国の経済的利益との関係でなされるひも付き援助が多い。またODAによる開発が環境破壊や地域住民の生活破壊をもたらす場合さえ存在し、それが被援助国の住民生活の向上に役立っているか疑問と思われるケースさえある。またアメリカの場合にその性格が強いが、戦略的な意味合いが強いのも大きな問題である。

ODAを南北問題の解決に役立てるためには、その額の問題と同時に見直されるべき問題点が多い。まず額についてみれば、リオサミット時のアジェンダ21の目標にあったGNPの0.7%の目標が達せられていないばかりか、この間低下する傾向にある。リオサミット時（92年）に0.33%であった対GNP援助比率は2000年には、0.22%まで落ち込んでいる。02年のヨハネスブルクサミットでも、途上国は譲歩を強いられた形となった。余談になるが0.7%の目標をクリアしているのは、デンマーク（1.06%、2000年時点）やオランダ（0.82%）、スウェーデン（0.81%）など北欧の福祉国家で、絶対額の多い日本（0.27%）は低位で、アメリカ（0.1%）は最低位にあるという事実である。国家のあり方が南北問題への姿勢を現すよい例と言えるであろう。

ODAによる開発が環境破壊を招かないためには、すでに形の上では導入されている環境アセスメントの制度を実質化していく必要がある。また開発中心の援助が必ずしも途上国の貧困問題を解決せず、むしろ貧富の差を拡大するという教訓から、援助の目的が医療や基礎教育など基本的な生活・文化条件を整える方向へと変える必要がある。国連開発計画（UNDP）はすでに、90年以降、平均寿命や教育水準、所得水準を指標化した人間開発指標を組み込んだ「人間開発報告書」を出している。

このような変化は、学問的な視点からすれば、ロールズによる基本財の配分の考え方が

ら、A・センの潜在能力アプローチへの考え方のシフトと見ることができる。しかし援助を効果的にするために環境アセスメントを実施したり、細部にわたる指標をつくることは、内政干渉やパターンリズムの危険と隣り合わせであることにも注意しなければならない。この危険を避けるには、これらの作業への途上国関係者の参加が不可欠の条件となるであろう。もともとODAが義務的な性格を有していない以上、その内容に注文をつけることには疑義がある。慈善的なカンパはその用途を問わないのが常識だからである。仮にODAが税的な性格のものであれば、納税者としてその用途について説明を求める権利が発生することになるであろう。このことは逆に、ODAを実効的なものにするには、義務的な性格（途上国には権利）を付与することが必要であるということになるが、現在の国際秩序がそのような段階に達していないことは言うまでもない。

b) 債務帳消し問題

南北間格差の解決にとってODA以上に重要なのが、途上国の債務問題である。途上国が世界銀行や開発援助、あるいは先進国の民間金融機関から借りた資金が様々な要因で返済できず、不良債権化している実態は、現在の日本の企業と銀行の関係に似ていると言える。しかもその額が年々膨らんでいるのである。平均すると、途上国はODAの援助を上回る金額を返済しているわけであるから（1ドルに対して1.3ドル）南北格差が拡大するのは当然である。途上国及び旧社会主義圏の対外債務残高は、リオサミット以降34%も増大し、2000年には2兆5000億ドルに達している。アフリカのザンビアなど重債務国では政府支出の40%が返済で支払われており、国の財政を医療や福祉など国民の基本的な生活基盤の整備に回せない状況である。

その意味ではODAを問題にする以前に、重債務問題を解決することが先行しなければならない。この点で注目されるのが、ジュビリー2000の取り組みである。聖書に由来するこの提案は、2000年を機に債務の帳消しを要求する運動であるが、これは決して正義にもとる要求ではなく、途上国政府がまともな行政を行い、産業活動の活性化の機会を再度保障するという点で、正義の重要な一契機である実質的な機会の平等を保障する意義を有している。国内的には、潰れかけたゼネコンに対して銀行が巨額の債権放棄をしているわけであるから、貧困にあえぐ重債務国に対してそれができない理由はないはずである。あるとすればそれは国境の壁以外ないであろう。しかしグローバルな相互依存関係の強化は、その理由を薄弱なものとしつつあることを知る必要がある。

c) 公正な国際貿易（交換的正義）

南北間格差を縮小するために最も重要なのが、途上国が自国の産業を育て経済的に自立することである。そのことは南北格差を解決するだけでなく、先進国との間で互恵的な国際関係を築き対等なパートナーシップを形成する前提条件でもある。1960年代における国連貿易開発会議（UNCTAD）の基本精神は、「援助より貿易を」というところにあ

った。本来ODAも、途上国の産業的自立支援を主要な目的とするべきなのである。そのためには途上国と先進国の間での公正な貿易ルール（交換的正義）が確立されねばならない。

しかし国際貿易の現実はそのようなあるべき姿とはほど遠く、先進国に富が集中する構造が改まっていない。この現状を改善するには、まず先進国における保護主義的貿易慣行を改める必要がある。IMFの調査では、政府からの補助金が先進国の農家の所得の31%を占めているという。アメリカは01年に大規模綿花農家に40億ドルの補助金を支払ったが、これは綿花の世界市場の規模を上回る額であり、そのために西アフリカの1100万世帯にのぼる綿花生産農家が輸出の機会を奪われているのである。アメリカはさらに補助金を増額する法案を可決している。一方、途上国政府にそのような財政的余裕がないことは言うまでもない。豊かな者が補助を受け、貧しい者の経済的機会が奪われる状態は、交換的正義の前提である公正な機会の平等を否定する以外のなにものでもない。

このような構造を生み出しているのが、国民国家的政治システムであるが、国際的正義を実現していく上での最大の足かせが、国家の壁であることがここでも明らかになったわけである。公正な貿易ルールの確立のために、WTOの役割が重要であることは言うまでもないが、WTOは現実には先進国からの輸出品のために途上国の成長市場をこじ開ける一方で、途上国製品に対する先進国市場の高い貿易障壁を放置するように機能してきた。公正な貿易ルールのためには、WTOの民主化、国連の経済問題への積極的関与などが求められるところである。

途上国が経済的に自立する上で、民間投資が果たす役割が大きいことも事実である。ODAが減る中で拡大し続ける民間投資は、債務返済の心配もなく技術移転が期待できるため一定の条件を満たすならば、中国の飛躍にみられるように経済発展に貢献することができる。

ところで長期的に安定した投資を保障するために、短期の金融投機を規制する方法が検討されねばならないが、その点でトービン税の構想は重要である。トービン税には誰がどのように徴収し、それをどのように使うかなど検討されるべき課題は多いが、国際的な統一税として画期的な意義を有している。しかも0.1%の税率としても、膨大な財源（年間4000億ドル程度）を生む可能性があり、仮にそのかなりの部分が国連の財政（99年は106億ドル）に組み入れられるならば、その機能と活動を飛躍的に強化することが可能となる。

このようにトービン税の構想は、国際金融ガバナンス確立のきっかけとなるだけでなく、国際的な富の再配分の財源の形成と配分主体を要請することにより、新しい国際秩序形成のきっかけとなることが予想される点で、歴史的意義を有していると言えるであろう。これはグローバルな正義実現の物質的根拠を提供するものでもある。国際社会はアジア金融危機など国際的混乱の経験から、新しい秩序を構想する智慧を獲得つつあるのである。

d) CO₂削減問題

最初に述べたように、温暖化防止のためのCO₂排出削減問題はそれが負担の配分であると同時に、経済発展の相違という歴史的な問題（途上国の温暖化に対する責任は先進国のそれよりはるかに小さい）もあり、途上国と先進国の間の利害の対立が鋭く現れる困難なテーマである。しかしこの問題の解決の見通しを立てることは、人類の全活動の前提条件を確保するという意味で、人類共通の課題である。それだけに合意を形成するルール（配分的正義）が慎重に追究されねばならない。

この問題の困難は、公正の観点から途上国を先進国と同列に扱うわけにはいかないが、いづれ途上国にも排出削減の義務が科されなければ（京都議定書の付属書 国への参加）温暖化が阻止できないという点にある。この問題のブレイクスルーとして考えられるのが、共時的正義の中に通時的正義の視点を取り込むことである。具体的な例として考えられるのは、国際的な炭素税の導入である。この税の比率を経済発展の段階に対応して累進的な構造にすることによって、通時的正義を共時化することが可能となるのである。

このようにして先進諸国から多く徴税された大きな財源を、地球環境ファシリティ（GEF）に積み立て、途上国の環境開発、具体的には熱帯雨林の保護、再生可能エネルギー開発への投資やエネルギー効率向上に重点的に投資すれば、CO₂をはじめとする温暖化ガス削減のインセンティブとして大きな効果を上げることが期待できる。

ちなみに1991年に炭素税を導入したノルウェーの実績では、CO₂削減効果は年3～4%に達しているという。日本でも炭素税導入を主張するNGOの試算によれば、炭素1トンあたり6千円（ガソリン1リットル当たり約4円）として、少なめに見積もっても約700万トンが削減可能で、これは温室効果ガスの約2%に当たるという。

また炭素税のような環境税を国際的に導入することは、トービン税と同様、国際環境ガバナンス形成の上で重要な意義を有するであろう。仮に国連がこれらの税の徴収主体としてまた配分主体として位置づけられるならば、国連は実質的な権力を手に入れることになり、世界政府への重要な一步を踏み出すことになるかもしれない。なぜなら徴税とその配分の機能を手に入れることこそ、国家の重要な証だからである。

CO₂排出削減問題は、性格上グローバルな合意がもっとも求められる問題であり、グローバルな環境ガバナンスのあり方を占う格好のテーマでもある。その点ではアメリカの京都議定書からの離脱や途上国の参加問題など困難を抱えながら、国際社会が着実に強制力のある合意に向けて、前進しつつある現状は高く評価してよいであろう。経済的相互依存の強化の中で、より実効性のある経済的グローバルガバナンスが要請されているように、環境問題についてもグローバルガバナンスが強く求められているのである。

この点で、グローバルガバナンスを視野に入れない環境運動は、一面的なもの足らざるを得ないことを付言しておきたい。グローバリズムに反対するソーシャルエコロジーの運動に見出される地域主義的傾向は、世界秩序を前進的に解決する姿勢を欠いている。環境破壊の原因を人間による自然支配のあり方だけでなく、人間の人間に対する近代的支配に

求め、非権力的で自治的なコミュニティの構想を対置することによって、環境問題の原理的解決を企図するM・ブクチンなどの思想は面白い選択肢であるとしても、南北問題や富の再配分問題など、世界が直面するグローバルな矛盾に正面から取り組む方向性を持たない点で、環境運動において中心的地位を占めることはできないであろう。

グローバル化の中で環境問題が深刻化しているとしても、そのことは歴史の歯車を逆回転させることを奨励しない。グローバル化は多国籍企業の活動を自由にした一方で、人権の普遍化や市民社会レベルのグローバルな連帯を生み出しつつある。われわれはむしろグローバル化のもたらしたこれらの積極的傾向に依拠しつつ、グローバル化の果実を民主的に配分することを目標にすべきであろう。

なお環境ガバナンスにおいて、NGOが重要な役割を演じるべきことは言うまでもない。国家的制約を超えた環境NGOの活動は、もともと国境に制約されない環境問題の主体としてもっとも相応しいということもできる。問題解決にとって国民国家的秩序の限界が見えている以上、国家を超えるNGOがこれからのグローバルガバナンスの中心を占めるのは当然と言えるであろう。配分問題に関する社会心理学的研究が教えているように、配分において決定的に重要なのが参加である。合意の内容が正義に合うかどうかという問題と同様に多様な主体の参加が保障されているか否かが決定的に重要なのであり、その点でNGOの係わりはこれまで以上に重視されねばならない。

、未来世代に対する責任（通時的正義）

温暖化問題では南北間の通時的正義の観点が必要とされたが、これとは異なる文脈において通時的正義が資源の限界との関係で問題とされている。それは未来世代との関係における正義である。すなわち石油など化石燃料は有限で50～60年ほどで枯渇すると言われているが、このような貴重な地球資源は未来世代のために残されねばならず、それを現在の世代が使い切ってしまうことは、正義の原則に反するという議論である。

しかし未来世代との関係におけるこの種の正義は、過去世代との関係における通時的正義や、世代間正義とは根本的に異なる点にまず注意しなければならない。というのは過去世代との関係はすでに事実として確定しており、その意味で正義論の前提が揃っている。たとえば戦後補償の問題を例にとれば、戦争被害は理論的に確定可能であり、現役世代に直接的戦争責任はないとしても、補償に応じることは正義に適っている。

これに対し未来世代との関係は不確定であり、したがって議論が不安定なものになるを得ないだけでなく、そもそも未来世代を対象とした正義を語る理論的根拠がどこにあるのかという原理的問題が存在する。ある環境倫理学者は、近代文明とその制度は未来世代の利益を全く考慮に入れていない点に決定的な欠陥があり、有限な資源を現在世代が使い切るとは正義に反するのであるから、現在世代は自らのエゴを抑制し、未来世代のために犠牲を払わねばならないと主張する。

この種の議論には不確定な前提から特有の倫理主義的結論を導き出す危険性と同時に、

近代的価値を環境擁護の名によって否定する危うさが存在する。責任の倫理で知られているH・ヨナスは自立した個人間の相互性において生じる責任とは異なる、親子関係における責任を問題とし、それを未来世代への責任へと拡大していく（『責任という原理』。ヨナスの立論で問題なのは、未来世代への責任が、国家や民族への責任へと容易に変換される論理構造が存在することである。かれは親の子どもに対する責任と、政治家の国民に対する関係を同じように扱っているが、家族関係と国民－国家関係を同一視することは根本的に間違っている。われわれが国家に対して責任を有するのは、権利と義務を伴う一定の契約関係においてであって、親子関係のようにただそこに生まれたからという理由に基づくものではない。

重要なことは未来世代に対する責任を云々する曖昧な議論に係わるのではなく、現在世代が住みやすい環境を現在において形成することであろう。化石資源は有限であるとしても、代替エネルギーが開発されれば、倫理主義の論拠は簡単に崩れるのである。環境問題は実に総合的な課題であり、したがってその解決も様々な角度から追求されるべきなのである。具体的には、科学技術的方法や社会制度的方法による努力が先行しなければならない。前者にはエネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの開発、リサイクル技術の開発などが含まれるであろうし、後者にはそれを支える環境税や公共交通網の整備などが含まれるであろう。

大量消費的ライフスタイルの見直しは、そのような方法と並行的に行われるべきであって、近代的価値や個人の生き方に係わる問題を問題解決の第一の課題とすることは、実効性に欠けるだけでなく、人々の環境問題に対する意識を一面的なものとし、結果的に環境問題の解決を遅らせることになりかねない。

未来世代に対する責任という観点には、近代的正義論の根本前提に係わる論点が伏在している。というのはロールズでは、格差原理（配分的正義）に先だって「各人は、他の人々の同様な自由と両立する、もっとも広範な基本的自由に対する平等な権利をもつべきである」という原理（平等な自由の原理）が第一原理として設定されているが、これは自由が正義論の中核に据えられるべきことを意味している。ロールズはこれを全体の利益のためには個人の権利が犠牲になることを容認する、功利主義的総和主義を批判する原理として対置しているのである。功利主義はベンサム最大の多数の最大幸福原理にあるように、民主主義の原則である多数決主義のバックボーンとなる思想であるが、同時にかつての社会主義を含め開発本位の価値観とも共鳴する原理であり、個人の権利をないがしろにする危険性を内包している。

自由は他者の自由以外の理由によって制約されないという第一原理の主旨は、多数者の社会的、経済的理由による権利の侵害を許さないところにあるが、この原理の主旨が、実は環境問題に対してもそのまま当てはまる点に注意しなければならない。この問題は環境論全体に係わる大きな問題であるので、以下に補論として論ずることとする。

補論 環境イデオロギーと自由の原理

生態系概念自体が全体的性格を本質としており、その点で環境論は個人の自由や権利と負の関係に入りやすい特徴がある。環境論で問題となるのは個人の福利ではなく、生態系や人類一般である。そのため環境論は生態系の保全や人類の生存のためには、個人の自由や権利は犠牲になっても仕方がないという考え方にとられやすい。人間に独自の価値を認めない生態系中心のディープ・エコロジーは論外としても、イデオロギー的環境論には多かれ少なかれ、そのような性格を見て取ることができる。環境論が全体論的性格を特徴とすることは仕方がないとしても、それが全体主義の罠にはまることは避けなければならない。環境論から余計なイデオロギー的バイアスを払拭することは、環境問題を全体主義の人質とすることを防ぎ、人類共通の課題として取り組むための不可欠の前提なのである。

環境的正義においても、その意味でまず自由の原理が優先しなければならない。自由は自由によってしか制約されないというロールズ正義論の第一原理は、社会的、経済的理由に対してだけでなく、環境的理由に対しても適用されるべき点に注意しなければならない。

この点が強調されるべきなのは、環境問題が個人の生活と密着した性格を帯びているからである。伝統的な自由の概念は、個人の生活の独立性を前提としていた。J・S・ミルによる他者危害の原則、すなわち他人に危害を加えない限り何をしてしても許されるという原則は、そのような前提において成立していたのである。しかしエネルギー問題を例に取るならば、われわれの生活はすべてエネルギー消費と結びついており、エネルギーの節約を厳しく追求した場合には、個人の生活のすべてのあり方が点検の対象となりうるであろう。場合によっては、環境に大きな負荷をかけるような生き方は、他者に迷惑をかけないとしても断罪の対象になるかもしれない(エコファシズム)。

このような問題領域は環境倫理学の得意とするところである。アメリカの環境倫理学者のシュレーダーフレチェットは、消費の抑制を主張し、そのために禁欲的な宗教的生活を賞揚さえしている(『環境の倫理』晃洋書房)。この種の問題関心から、環境に対する負荷に応じて自由をランクづけする発想も生まれるであろう。その場合、精神的な自由には高い価値が、行動的自由には低い価値が付与されるであろう。しかし自由にはタイプの違いはあっても価値の違いはない。そもそもそれぞれの自由には密接な関連があり、自由を切り離すことはできない。思想の自由(精神的自由)は出版活動など現実の行動として現実化することにより、十全な意義を発揮するわけである。基本的人権という概念は、権利に基本的なものとそうでないものがあることを意味しないのであり、権利はすべて基本的なのである。

もともと快適な環境を維持することは、個人の自由や自己実現の条件を保障するところにあるはずである。その意味では、環境の名によって人類が歴史的にかちとってきた個人の尊厳に基づく自由や権利を抑圧するならば、本末転倒と言わざるを得ない。

また環境イデオロギーには、環境汚染の原因を近代それ自体の責任を帰し、近代的価値や制度全体を問題視する傾向が強く存在する。この種の問題意識の欠点は、第一に、環境

問題解決のための科学技術的可能性を過小評価すること、次いで社会的、制度的方法による改善の可能性を軽視すること、そして資本主義的生産関係の矛盾を不問に付すことであり、さらには南北問題に代表されるグローバルな不公正から目をそらすことである。そして最大の問題は、前近代の価値や制度を美化することによって議論の前提そのものを掘り崩してしまうことである。近代そのものを懐疑する前に、近代の矛盾を認めながらもその矛盾を合理的にかつ漸進的に解決していくことが、この問題に対するわれわれの基本的な立場でなければならない。なお環境的正義の問題性については、拙著『現代正義論』青木書店の中で論じておいたので、参照して頂ければ幸いである。